

社会保障大改悪に反対し、住民の命を守るために可能な努力を行え。

【島田議員】日本共産党の島田けい子です。党府会議員団を代表して、質問をさせていただきます。

まず、医療・介護の問題です。住み慣れた地域で安心して暮らしたい、医療や介護をよくしてほしいという住民の皆さんの願いは切実です。ところが、現在の安倍政権が進めようとしていることはどうでしょう。

75歳以上の窓口負担の2倍への引きあげ、70歳以上の高額療養費上限額の引き上げ、さらに、「かかりつけ医」以外の外来受診時は毎回100円から数百円を窓口負担に上乘せ、そして、湿布薬、痛み止め、漢方薬を公的保険から外すことも狙われています。4月から入院給食費が値上げになりましたが、これに加えて、水光熱費の徴収も検討されています。あわせて1日1700円、1か月5万1000円もの負担になります。

昨年10月に開催された中丹地域医療構想調整会議の場では、現場から、「地域住民の経済力がじわじわ下がってきている。貧困が進み、医療費が払えず、医療にかかれない人が増えていると感じる。こうした現実を事実として受け止めることが必要」との声が出されました。

そこで伺います。こうした患者負担増は、受診抑制につながり、重病化を招き、命さえ奪いかねない事態になると考えますが、これについて、知事はどのようにお考えでしょうか。

国民の生存権を規定した憲法25条にも反する社会保障大改悪については中止・撤回を求めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

いま、必要なことは、現在ある制度の十分な活用や、制度拡充へ力を尽くし、住民の命を守ることでないでしょうか。3点うかがいます。

一つは、経済的困難で収入が低い場合、通常の3割負担が無料ないしは低額で診療を受けることができる無料低額診療制度の活用です。これを実施している病院は京都市内35カ所と集中し、府北部では、丹後中央病院と綾部協立病院、舞鶴協立診療所しかありませんので、これを増やすことが必要です。

また、自治体病院での外来一部負担減免制度の拡充と制度の活用により、窓口負担が軽減されるよう、京都府のイニシアティブの発揮が求められます。いかがですか。

二つには、国民健康保険法44条の規定に基づく一部負担金減免制度の活用です。この制度は、災害や事業の休廃止による所得の大幅な減少等の生活困窮者に対し、医療機会の確保の観点から行われるものですが、その活用は平成26年度 府内では128件。うち京都市が94件、八幡市が14件で、19市町村ではゼロで、ほとんど活用されていません。制度の周知徹底と積極的な活用が必要と考えますが、いかがですか。

三つには、老人医療助成制度の見直しを検討すべきことです。京都府は、国の医療改悪に連動し、今年4月から、老人医療助成制度いわゆる「マル老」制度の窓口負担を1割から2割に増やし、対象も「世帯全員が所得税非課税」へと改悪し、寝たきり、単身者、高齢者のみなど一番大変な世帯を一気に切り捨てました。これに対し、制度の維持・拡充を求める約2万筆を超える署名、陳情や請願が府議会に寄せられました。本制度を元に戻し、対象年齢を74歳まで拡充をするお考えはありませんか。

府北部の医師確保対策を。介護サービスの切り捨てを許すな。

次に医療提供体制の整備、医師確保についてうかがいます。

安倍政権は、医療費の抑制のために、慢性期の患者を在宅へ移すことを中心に、病院のベッド数を削減する計画を都道府県に迫っています。現在、京都府においても、地域医療構想調整会議を開催し検討中です。北部をはじめ、医師不足の地域でもベッド削減が狙われていることは重大です。

京都府におけるお医者さんの数は、平成14年～26年の間、府全体では1226人も増えているのに、府北部では32人も減少しています。人口10万人対医師数は丹後圏域で168.6人と京都乙訓圏域の4割、中丹医療圏域では217.9人と同じく5割強という状況です

丹後の調整会議では、「がんや脳疾患等高度医療に対応できる医療機関が不足している」ことや「京丹後市では開業医が10名で診るのはどうにもならない」という声が出され、中丹の会議では「中丹は医療が完結しているというが、実情はかなり苦勞している」「医師が突然いなくなり、病棟が閉鎖になる。地域医療構想も重要だが、今の診療をしっかりとやっていく体制がない」などの深刻な現状が出されています。

この間、北部医療センターからの医師の派遣は強化されましたものの、医師の数は逆に減少、舞鶴では常勤の総合内科医が決定的に不足し、血液内科医師が不在になり、福知山では専門医が不足をし、綾部、舞鶴、丹後各地で産婦人科医師の不足が続いています。

特に、重大なのは、未熟児や妊婦さんの命を救う拠点である北部周産期医療センターの産婦人科医師が1人体制のままで、十分に機能していないことです。

そこで伺います。今指摘した問題点を含め、これまでの取り組みをどう総括され、また今後の課題と対策についてどのように考えておられるのか、うかがいます。

京都府市長会、町村長会から、より実効性ある医師確保対策と取り組みのために、京都府において、医師の人事権を持ち、府内の医師配置の調整ができるようなシステムの確立や府立医大病院が指導的調整的な役割を担うことが必要と要望をされています。平成23年度に設置された地域医療支援センターの取り組みを含め、真摯に検証し、医師確保と地域偏在解消へ強力に取り組んでいただきたいと考えますが、いかがですか。

また、住民はもとより、市長会からは、北部医療センターの脳神経外科における府北部の高度医療の拠点としての救急受け入れ体制の拡充、および精神科医療の入院病床の新設充実について、度重ねて要望が出されていますが、いかがですか。

次に、介護問題です。

安倍政権は、医療・介護の一体改革の法律に基づき、昨年4月から、特別養護老人ホームの入所対象を、原則要介護3以上に限定し、食費・居住費などの利用者負担を増やし、要支援1・2の訪問介護・通所介護を介護保険から外しました。

さらに、要介護1・2の方の「生活援助」や福祉用具、住宅改修を介護保険から外し、介護保険利用料を1割から2割に引き上げ、介護施設入所の低所得者に対する「食費・居住費補助」を、不動産を所有する場合は対象外にすることも検討しています。

これらに対して、認知症の人と家族の会や老人クラブ連合会からも、「あまりにも過酷で負担増になってサービスを控えるなどの重大事態を招くものだ」「重度化が進んで、結局、介護離職を増やすことにな

る」などの批判が相次ぎ、8月31日には、認知症の人と家族の会が、厚生労働省に対し、これらの制度改悪を実施しないよう要望書を提出されました。

そこで伺います。知事は、このような際限のない負担増とサービスの取り上げ、介護家族や当事者の悲痛な声をどのように受け止めておられるのでしょうか。こうした改悪を行わないよう国へ求めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、要支援1・2の訪問介護と通所介護を介護保険から外し、市町村事業に移行することとなった「新総合事業」についてです。京丹後市や綾部市などではすでに始まり、来年4月にはすべての市町村での実施に向けて、検討がすすめられています。

新総合事業の最大の問題は、事業費に上限を設け、市町村の75歳以上の高齢人口の伸びしか認めず、介護専門職によるサービスから、無資格者による「基準緩和」サービス、NPOやボランティア等のサービスへの移行を誘導していることです。現行サービスを継続する自治体がある一方、多くの自治体が安あがりの「基準緩和型サービス」への移行を検討しているとお聞きしています。介護専門職から安易な無資格者への置き換えは、介護の質を低下させ、利用者が不利益を被ることになります。

6月定例会で知事は、「介護の質を落としてはいけない」「財源が削られることのないよう、国へ申し入れをしている」旨、答弁をされました。

そこで伺います。国に対しては 新総合事業の上限設定をやめ、必要な費用を保障するよう求めるべきではありませんか。介護予防に力を注ぐことで重症化を防ぎ、介護費用を抑制することができます。この観点から、市町村の取組を評価し、国に対して必要な国庫負担を求めるとともに、京都府としても必要な支援を行うべきと考えます。

また、チェックリストの活用によって窓口での介護認定申請を妨げたり、自立支援に名を借りたケアプランへの締め付けなどが起こらないよう必要な助言や支援を行うべきと考えますが、いかがですか。以上お答えください

【山田知事】 島田議員のご質問にお答えいたします。

社会保障制度改革についてでありますけれども、健康保険や年金、福祉制度などは、これは府民を守る大切なインフラ、まさに国民皆保険というのは、日本が世界に誇る制度として今あるわけですね。その中で、ただ、今少子高齢化が急速に進展している、このままでいくと、財源的にはとても追いつかなくなるという現状、これはもう国民の皆さんはみんな理解をし、心配をしている点だというふうに思っております。それだけに、いかに安定的な制度として、持続的に次世代に引き継ぐかが大きな課題であります。しかもですね、今回、消費税率の引き上げ延長に伴いまして、社会保障に充てるべき地方財源だけでもですね、1.7兆円の不足が生じる。京都府においても、200億円を超える財源が来なくなるということになりますので、大きな不安材料になっております。来年以降、社会福祉のあり方にも、たいへん大きな影を落としているのが現状でありまして、今の制度維持を何とかしなくちゃいけないというのが、実は今私たちの置かれている現状でありまして、その中で、私も全国の知事会長として、国に対して、社会保障財源の確保、地方の福祉は待たなしであるという観点から、繰り返しお願いしているところでありますし、この後の国・地方協議でもですね、地方を代表して、しっかりとそうした安定的な財源確保の中で、安定的な制度が維持できるように求めていきたいというふうに思っているところであります。

地方税の一つである固定資産税（減免）の、無料低額診療事業ですけれども、これは地方税の一つである固定資産税の軽減等のインセンティブのある無料低額診療事業や、自治体立病院における減免制度ということでもありますので、設置者自らが、低所得者の皆さんに対して、医療費の自己負担を軽減するという形のものになっておりますので、これは地域医療における役割や経営見通しに基づいて、個々の医療機関の主体的判断が基本になってまいります。京都府としても、こうした立場を踏まえながら、入院案内やホームページなどを通じ、相談窓口の周知を図るとともに、患者や家族からの相談に対しては、福祉制度の活用のお助言等も含め、ていねいに対応するなどの努力をしているところでございます。

国保の一部負担金の減免につきましては、市町村との協議を経て、平成 24 年 3 月に京都府の基準を定めまして、災害時や病気・失業等により所得減少した際にも受診できるように、市町村に周知徹底を求めてきておりまして、平成 27 年度は 112 件の減免実績となっております。府としても、こうした中で国保が安定的に運営されなければいけませんので、そうして点についてきめ細やかな対応がなされるように求めますとともに、やはりこれはナショナルミニマムでありますから、最低やっぱり都道府県単位で国保を維持していくような体制をつくっていくことによって、安定的な制度にしていくことが必要だという観点から取り組みを進めているところでありますので、ご理解をお願いをしたいと思います。

老人医療制度の拡充につきましては、これは間違いなく全国トップなんですね。他の府県でここまで厚いところはないんですよ。それを、先ほど言いましたように、消費税（増税）の延期で、たいへん財源も心配される中で、必死になって維持してるということは、努力をしていただきたいというふうに思っているところであります。ぜひともこうした財源問題とセットをお願いをしたいと、私ども何とでもですね、乏しい中でも財源を確保しながら安定的な行政をやりたいということで、これは申し訳なかったんですけども、環境を守るといって森林環境税についてもお願いをしたんですけども、共産党の議員の皆様には理解を得られなかった。やっぱりそうした中でですね、財源の問題もできるだけ提案をしていただき、大企業から大企業からと言っても、実際取れてないわけですから、武士は食わねど高楊枝では困るので、我々ももちろん内部留保が多いということに対しては、国に対しても申し上げてますしね、地域経済に対してもっときっちりやれという形で地方創生引き出してきておりますので、そうした点もご理解いただきたいなというふうに思います。

次に、府北部地域の医療提供体制についてでありますけれども、地域医療の解決の課題の、これで一生懸命やってまいりまして、ご存知のように、舞鶴市域におきましても、病院ほとんど、改築・修復をして、かなりこれはつぎ込みました。がんばってきたというふうに思っております。そうした中で、北部における公的病院の常勤医につきましても、平成 28 年は 285 名と、これは平成 21 年に比べまして 20 人増加させたんですよ。いろんなところ見ていただきたいと思うんですけども、京都ががんばっていると思います。その点では。しかも、北部医療センター、これも府立医大の附属病院とすることによって、府立医大の協力をしっかりと作り上げて、医師派遣回数はずね、附属病院前は 466 回だったのを、3792 回まで上げたんです。こういう形のところで、いろいろまだ足りない点はあるのかもしれませんが、一つひとつやっぱりやっていかなきゃいけない、その点におきましては、私どもはこれから、地域医療の方の卒業生も出てまいりますので、確実に医師を増やすことができるという見通しを立てて、その中で、一つひとつ解決をしていかなきゃいけないなというふうに思っているところであります。日本全国で、医師不足の顕在化が指摘されていて、その中で、こうして人員の確保と柔軟な医師派遣の構

築によって医療体制を維持している努力は、ちょっと見ていただけたらありがたいと思います。

そのために、医師派遣を、人事権保持してないわけですから、お医者さんに対して。それは、共産主義みたいに全員が公務員だったらいいんですけども、そうではないので、そちらの方に、どうやって人事権がないのに、派遣をするんですか。それは、厳しいからこそ、医療機関と連携をして、京都府地域医療支援センターを全国に先駆けて作って、その中で、先ほど申し上げたように、医師を増員させていく、そして14億円を超える医師確保対策事業を実施してきているわけですので、ここはご理解をいただきたいというふうに思いますし、先ほども申しましたように、いよいよ来年度3名、府立医大の地域枠の卒業生が出てまいります。再来年度は5名、北部地域への配置も始まってまいりますので、確実に医師確保や地域偏在の解消に向けて取り組みを進めていきたいと思っております。

北部医療センターにつきましては、北部地域の救急医療機能や医師確保、地域医療支援を担うという形で行ってまいりましたけれども、脳血管系につきましては、限られた医療資源の中で、これは北部の市町村も話し合っていたきまして、舞鶴医療センターを北部の拠点として位置付け、病病連携をするなかで対応していくことで、今行っているところでもあります。そしてそのうえで、北部医療センターの脳神経外科につきましては、附属病院化に際しまして、医師を1名増員して4名体制にするなど体制を充実し、救急診療での脳血管疾患件数は806件、平成27年度。附属病院化の前に比べて約6割増加するまで、努力をしているということでございます。精神科病床につきましては、精神疾患に対する治療が入院から在宅・通院による治療にシフトしておりますけれども、北部地域の精神科病床は減っているんですけれども、依然基準病床数を上回る病床を確保しておりますし、一方在宅で重要となる精神科救急医療体制につきましては、舞鶴医療センターを中心に3病院の輪番体制で中丹以北全体をカバーしているところでありまして、北部医療センターとも十分連携しながら、必要な体制整備を図っているところでもあります。

次に介護保険制度でありますけれども、どんどん介護の充実というのは必要だと思うんですけれども、一番問題なのは、実は介護人材の不足でありまして、これは高齢化がすすむ中で、2013年から2025年までに、82万人の人材確保が必要になってくると。人口が減り続けている中、高齢者が増えていく中で、この分野だけ一生懸命増やしていかなければならない。京都府だけでも約1万5千人の人材確保が必要です。そうなってまいりますと、これは現実問題としては、やはり介護ニーズに対応するために、介護を支える多様な人材を確保していかなければ、現実に対応できない事態が来るということも、我々はしっかりと見据えていかなければならないと思っております。その上で、財源の方の懸念もあるという状況でありますけれども、まあ国の方においても経済対策等について、しっかりと手当てをしていくということで、我々も申し入れて、少しずつ改善をされているようでございますけれども、私ども、こうした中で、地域の実情に応じたサービスの推進、介護人材の確保、軽度者への支援や利用者負担のあり方につきましては、これは皆様方の要望も踏まえながら、今、審議会の方に知事会からも委員を出して、地方の意見を申し上げているところでもありますし、これからも国に対しまして、この介護の充実について、意見を申し上げていきたいというふうに思っております。

また京都府自身も、介護保険だけで毎年300億円を超える額を負担してがんばっている、その中でちょっと、財源の問題が非常に心配をしているんですけれども、そうはいつても後退することは許されないという現実がありますので、必死にやりくりをしてがんばっていききたいというふうに思っているところ

るであります。

介護予防生活支援に関する新しい総合事業につきましては、これは高齢者の多様なニーズにきめ細かく対応するために、各市町村が地域の人材を有効に活用していく、それに応じて実情に応じた多様なサービスできる、例えば介護の方の人をお助けするものとして、買い物代行とか、そういう等の家事支援があるんですけども、これは学校を出た専門の方よりもですね、長い間そうした、地域においてがんばり、家事を十分やってこられた方の方が、十分にできる場合もあると思うんですね。そうした多様な人々を、しっかりと、この制度の中でも活躍していただくという、そういうあり方というのは、私は一つのあり方ではないかというふうに考えている次第であります。

新しい総合事業につきましてはの上限でありますけれども、事業の運営の結果として上限を超えた場合には、これは個別協議の仕組みも設けられておりますので、高齢化の進行やサービス資源の状況等が地域で異なっておりますので、市町村が地域のニーズに合った事業を確実に実施するためにも、必要な事業費がしっかりと交付されるよう、国に対して強く要望を行ってまいりたいと考えているところであります。

介護予防につきましては、これは非常に私も重要であるというふうに思っております、そのために京都府も、いろいろな取り組みを行っているところであります。京都式介護予防総合プログラムというのを府立医大の開発で展開をしております、こうしたとりくむ市町村に対しましては、養成にかかる経費ですとか、府独自の総合交付金による支援などですね、介護予防の更なる普及に全力を挙げて取り組んでいきたいと思っております。なお、チェックリストでありますけれども、これは迅速に地域支援事業のサービスにつなげるために、日常生活関連動作や運動機能を把握するためのチェックリストでありまして、それ自体が要介護認定申請を妨げるものではありません。市町村に対しましては、チェックリストのみの対応で終わるのではなくて、他の介護サービスを必要とされる方には要介護認定の申請を促して、適切な対応を行うよう、市町村担当者会議等においても助言・指導を行っているところであります。

【島田・指摘要望】 ご答弁ありがとうございました。

私が最初にお聞きしたのは、医療も介護も、お金がないとサービスが受けられないような厳しい現状に対して心を寄せていただきたいと、その認識を伺ったんですが、そこは答えずに、もっぱら財源論でありますね。ご努力は認めますが、社会保障だけは目の敵にするというね、これもおかしな話でございます。時間がないので、やはり先ほど提案した内容について、主体的な判断もちろんありますが、一緒になって、連携してですね、絵に描いた餅にしないように、がんばって取り組んでいただきたいというふうに思っております。

医師確保についてですが、「医療センターで脳を治療してもらい、リハビリは綾部に行かなければならない。高齢化の中で大変だ」。舞鶴市民の声が多数出ております。脳卒中や脳挫傷等は舞鶴医療センターが対応しているが、整形外科医がいないために、交通事故等の多発外傷に対応できない、これは中丹医療再生計画当初の課題でありましたが、現在も解決されておられません。機能分担と連携という計画そのものが、検証が必要だと思っております。丹後も含めて重要な拠点ですから、ここにも整形外科医をきちっと配置すべきではないでしょうか。さらに、休日急病診療所の医師確保について、舞鶴市から医師派遣の要請があったものの、市町村の仕事だと、京都府の府立医科大学も応えておられません。計画の当事者として、最後まで責任を果たすべきと考えます。指摘・要望をして、次の質問に移りたいと思っております。

老朽原発の稼働延長・原発再稼働にキッパリ反対せよ。

【島田】 原発と住民避難計画について質問します。

福島原発事故で、原発が抱える危険性と事故被害の深刻さが明らかとなり、「原発安全神話」は完全に崩壊しました。再稼働反対が国民多数の世論となってまいりました。司法の場でも画期的な判決が相次いでいます。2014年5月、福井地裁は「生存権を基礎とする人格権」が奪われる可能性があるとして、大飯原発の運転差し止めを命じました。

本年3月には、大津地裁が、福島第1原発事故の原因究明が「道半ば」であるとして、「原因究明を徹底的に行うことが不可欠」であり、「避難計画をも視野に入れた幅広い規制基準が望まれる」などと指摘をしました。運転中の原発が初めて止められる事態となりました。政府と電力会社は、原発再稼働を断念すべきであります。

さて、住民の怒りが沸騰しているのは、高浜原発1・2号機、美浜原発3号機などの老朽原発の運転延長問題です。

これについて知事は、8月23日に開催された地域協議会で、「疲労がたまる接続部などを実証して検査しないと、安全性はわからない。理論値と違う事態が起こればだれが責任を取るのか」「40年経過したものを動かす必要があるのか」と疑問を呈されたそうです。それならば、「高浜原発1・2号機の再稼働は断念せよ迫るべきではありませんか。九州電力川内原発を抱える鹿児島県の三反園知事は、熊本地震後の県民の不安に応え、川内原発の停止を求めておられます。京都府知事としても、老朽原発をはじめとする原発再稼働は認められないとの立場を明確にすべきです。いかがですか。

次に、避難計画についてです。8月27日には、高浜原発の過酷事故を想定した広域避難訓練が行われました。新聞各紙が「実効性に疑問」「渋滞、人員課題山積み」などと報じました。30キロ圏内の府内避難対象者は7市町で12万5000人ですが、参加住民は5市町400人に限定でした。大地震による事故を想定しながら、家屋の倒壊、道路の損壊はほぼ想定せず、30キロ圏内は屋内退避、行楽シーズンをはずし、移動はバスに限定されました。府道が土砂崩れで寸断されたことを想定して船で避難する訓練は悪天候で中止になりました。訓練の目的は「避難計画の実効性の検証」でしたが、これで検証したといえるでしょうか。

そこで伺います。訓練で明らかになった避難計画の問題点と課題はなにか、実効性をあげるために、今後どのような対策をとられるのかうかがいます。

そもそも、新規規制基準は住民の避難計画を審査の対象にしていないことが大問題です。こうした基準のもとでの再稼働と老朽原発稼働延長に反対すべきと考えます。

私は地元の市議員さんと一緒に、5キロ圏内とこれに準ずる松尾や野原など山間部の集落へ伺いました。住民の方からは、「避難路は1本しかなく、道路が寸断されて避難できるとは到底思えない。せめて、被ばくの危険から住民を守るために、防護施設でも作っていただきたい」とのことでした。関電や国に拠出を求め、防護施設の設置を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、安定ヨウ素剤の事前配布について、避難時集結場所の小中学校や障害者施設などにあらかじめ分散備蓄し、住民への説明や問診表などを活用して緊急時の対応に備えるべきです。とくに、乳幼児と小中高生については学校健診等を活用し、服用ができるかできないか、確認しておくことが必要と考えます。

高浜原発から 50 キロに位置する兵庫県篠山市では、医師会の協力も得て、この 1 月から配布が始まっております。島根県でも、30 キロ圏内の住民への事前配布を決定いたしました。京都府においても、少なくとも 30 キロ圏内の住民に対し、安定ヨウ素剤の事前配布をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

【知事】 まず原発の問題についてでありますけれども、京都府といたしましては、これまでから国に対し、再三、原発の安全性の確保などを求めてきておりまして、とくに高浜 1・2 号機など 40 年を超過した施設については、これは原則廃炉にすべきであり、そして国において責任を持って慎重に対応すべきだということを求めてきております。こうした中で、本年 6 月に、原子力規制委員会が高浜 1・2 号機の運転期間延長を認可しましたので、すぐに高浜発電所に係る地域協議会を開催し、運転期間延長の審査内容や安全対策について、原子力規制長や関西電力から直接説明を受けました。しかしながら、まだ納得できるという状況ではありませんので、UPZ 圏内の市町村長や京都府の原子力防災専門員の意見を取りまとめ、文書による質問を行っているところであります。原発には賛否両論があるんですけれども、私はこうした積み上げ、積み重ねというものをきちっとやっていかないと、いかなるものも説得力は、納得は得られないのではないかなというふうに思っております。まあ鹿児島県の知事も申し入れたんですけど、すぐ拒否されて終わってしまっているという現状ですんでね、そういった点ではやっぱり、国民の安心・安全を第一に、地域協議会を通じて、これからも説明と慎重な対応を強く求めていきたいという中で、我々としての対応をしていかなきゃならないというふうに思っております。

次に原子力防災訓練の課題等についてでありますけれども、昨日、小原議員にもご答弁しました通り、今回の訓練ではですね、全体としてはそれなりにできたと思うんですけれども、初めての訓練でありますから、やはり複数の避難手段の確保ですとか、避難待機時の検査、スクリーニング検査ですね、こうした体制などさらに丁寧に対応すべき課題が生じているというふうに思っております。これはこれから、国の方も検証して、そしてそれを避難計画の方に盛り込んでいくという話になっておりますけれども、私どもも、国及び関係市町村とも連携してですね、さらに多様な避難手段の確保でありますとか、そうした説明の徹底ですとか、こうしたことに取り組んで、避難計画をよりよいものにしていきたいというふうに思っております。

新規制基準についてでありますけれども、国は基準に適合している原発については、これは閣議決定で再稼働を進めているわけでありまして、避難計画につきましても、原子力防災会議で承認をされております。私どもは、全国知事会の提言を行いまして、こうした中での避難計画の具体化、充実化に向けてやっていくということに対して、政府もそれを受けてがんばるというふうには答えてくれています。ただ私はやはり、そのこうした全体の流れが、きちっと地元、私どもは地元と思っておりますけれども、そうした都道府県、そして舞鶴市をはじめ関係市町村も、システムとして、制度として担保されていかなければ、本当の意味での理解はありえないという立場ですから、その中で法的整備を含めた、国が責任をもって取り組みを進めるようですね、強くいま求めているところであります。

次に、PAZ 圏の住民の避難につきましましては、全面緊急事態でここは即時避難となっているんですけれども、孤立した場合には、これはヘリ、船、そして道路もいち早く開いていく、こうした多様な手段をしっかりと講じていく、そして道路自身についても、今国に対しても強く求めておりますけれども、避難道路の整備というところをお願いをしていくなかで、安全を確保していかなきゃならないというふうに思っております。放射線の防護施設退避なんですけれども、舞鶴市では、全額国の補助で整備した高

齢者・障害者施設、公民館など5施設を、PAZ 圏住民の退避施設としても活用するとされています。これは PAZ の場合には、なぜそうした施設に避難するかというと、最初にドッと出た時のブルームをやり過ぎずためにそういう施設に避難をする、というのが UPZ 圏内の避難のあり方であり、PAZ はやり過ぎがないので、とにかく早く避難しなければならないという前提があるということをご理解いただきたい。ですから舞鶴市も、PAZ までまず防護施設を利用していくんだという形を取っていると思います。そのなかで、これはやっぱり地元の住民の皆さんの意思も、また舞鶴市の意思も確認をしていかなきゃなりませんけども、どういうものなのかを確認して、その中でどういうことができるのかというのは協議を進めていきたいというふうに考えているところであります。

それから安定ヨウ素剤の備蓄と配布でありますけれども、ここのところはですね、備蓄場所や配布、これは市町村がやられますので、我々技術的な支援ですとか、いろいろな面でこの辺りを支援してほしいという具体的な話があれば、当然対応していくことになっていきますけれども、一番地域の実情をしっかりと把握されている、まず市町村というものを大切にしなきゃいけない、ここができないとか、ここが難しいという話になったときに、我々がやっぱり出ていく形になるのかなというふうに思っております。その中で、舞鶴市では大浦小学校を避難集結場所として、安定ヨウ素剤の備蓄場所である保健センターからの搬送訓練ですとか、事前に配布した簡易問診票を用いた安定ヨウ素剤の配布訓練が実施されております。こうした訓練を通じまして、各市町村では分散備蓄も含めた、備蓄場所の見直しですとか、また服用直前の薬剤アレルギーの有無の確認など、服用までの手順の検討が進められているところであります。これはやっぱり、誤飲ですとか、紛失リスクがあるとか、歳によってアレルギーの状態も変わってまいりますのでね、そうしたことを総合的に考慮しなきゃいけないので、一概に事前配布がすべていいということではないんだというふうに思っております。こうした点も含めて、関係市町村のご意見も聞きながら、私達としましては、よりよい方向というものを、探っていきたいというふうに思っているところであります。

【島田・再質問】 まず、原発再稼働問題です。

高浜1号機は、若狭原発の中でも最も危険と言われ、2号機は今日のニュースにもありましたように、原子炉圧力容器の強度不足が疑われております。美浜原発は2004年、11人の死傷者を出した原発です。この原発を動かされたら、自分たちは見殺しにされた思いだと、松尾の方がおっしゃっておりました。もう一度明確にお答えください。老朽原発の延長は認めるのか認めないのか、先ほど40年（超え）反対だとおっしゃったので、再度ちょっとここは伺いたい。大事なところなんです。

【知事・再答弁】 まず原発でありますけれども、40年について原則廃炉というのは国の方針のほうであります。それを要するには、きちっとした理由がなければなりません。そうした点を、私は今、国に対し、また関西電力に対して、強くただしているところでありますので、そうした説明をしっかりと受け止めて対応をしていく。私は、あくまで慎重な対応をいま求めているところであります。

破たんしたスタジアム建設計画。府民不在の計画変更は許されない 白紙に戻し、一から検討を

【島田】 次に、京都府が亀岡市に建設を計画している大規模球技専用スタジアムについてです。

当初、知事が決定した予定地では建設できなくなり、隣接地への変更が住民不在ですすめられていることは重大です。当初計画発表後、治水対策や国の天然記念物アユモドキの保全、水源である地下水の汚染対策、交通対策、財政負担など、地元亀岡市議会でも大問題となっており、各界から懸念の声が上がり、わが党も繰り返し、それらの問題を指摘し、計画を見直すよう求めてきました。新しい予定地も基本的には同じ課題があり、事業の進め方に大きな問題があります。

第一に、予定地の決定過程です。2011年10月、亀岡、京都、城陽、舞鶴の4市と京丹波町が候補地として名乗りを上げましたが、2012年5月には、亀岡、京都、城陽の3市に候補が絞り込まれ、用地調査委員会の検討の結果、同年11月、三候補地とも、一長一短あり課題があるとして、結論が見送られました。亀岡市については、遊水機能、防災対策、アユモドキ保全環境などの問題が指摘をされていました。ところが、同年12月26日の京都府議会全員協議会で、突然、知事が「亀岡市に決定した」と発表しました。様々な課題や懸念の声に耳を貸さず決定した知事の責任が問われているのではありませんか。

しかも、当初、候補地の条件は市町村が無償で提供することでした。亀岡市は用地費をすでに14億円支出し、建設予定地の変更で、あらたに、用地買収に34億円かかるとして京都府へ要望され、市の要望にこたえ、京都府が財政支援するとしています。住民への新たな負担の問題とともに、候補地に手をあげた他の自治体に対しても不公平不公正であります。

第二に、変更されたJR亀岡駅北側用地にも重大な問題があります。

知事の用地決定から9か月後の2013年9月16日、台風18号が襲来し、開発予定地含む282ヘクタールが水没し、亀岡駅ホーム線路にも濁流が流れ、線路南側の住宅街を中心に366戸が床上床下浸水被害を受けました。亀岡盆地は水害との闘いの歴史があります。当地は浸水常襲地です。元京都大学防災研究所所長で淀川河川整備計画委員長も歴任された今本博建京都大学名誉教授は「計画地を変更しても、どちらも川の中。桂川改修計画は作られたが実現の目途はたっていない。今後も河川の氾濫が予想される遊水地を埋め立てれば、洪水調整機能も低下する。遊水地開発に行政が突破口を作ることは問題だ。ばかげた計画だ」とまで厳しく指摘されています。

日本魚類学会など56の環境保護団体からも、関連工事によるアユモドキへの影響を慎重に考慮し、生息地に深刻な影響を及ぼさぬよう、環境影響調査を厳密に行うよう、国へ意見書を提出されました。こうした厳しい指摘があるのに、十分な検証がなされていないのではありませんか。

第三に、こうした経過や計画変更について、知事は、議会にも住民にも説明をされていないことです。154億円の建設費について、「本体建設工事費の見直しで安くなる、全体の予算フレームはそのままで行く」ということですが、新しい用地で設計も変更するのですから、その積算根拠については、本来、議会と住民に説明するのは当然です。以上のことから、計画はいったん白紙に戻し、一から検討すべきです。いかがですか。お答えください

【知事】 京都スタジアムについてでありますけれども、なんかあれなんですよ、あの、たぶん議会においても委員会等で説明をしてるというふうに思うんですけれども。ですから議会の方においても設計費も認めていただいた。また亀岡市議会でもですね、別に反対議決をされてはいないんですよ。亀岡市議会としてはオーケーを出されているということは、一番議会が住民の代表ですから、その点でその、これは議会軽視ではないかなと僕は思いますよね、今の島田議員のお話というのは。私どもは今まで、これはものすごく丁寧にやっています。つまり京都府におけるスポーツ施設の在り方懇話会を立ち上げて

どういふスポーツ施設が必要か、その中で、スタジアム整備を要望する 48 万人のみなさんの署名をうけて、じゃあスタジアムをつくろうじゃないかと。しかし、京都府が一方的に判断をするのではなくて、市町村の皆さんとの協力のもとにやろうということで公募をさせていただいて、ご指摘のように応募が出てきて、今度は専用球技場用地調査委員会が設置されました。そして選定を進めたんですけども、最終的に結論は、これは京都府に預けますよと。ただ、点数が一番高かったのは亀岡なんですよ。それは見ていただくと解ると思うんですけども。そうした中で私は最終的に判断を、これは最終責任者ですから、ここで判断をしなかったら誰が判断するんですか。これは私の判断でそこでやると。ただ、それにおいても、出来る限り住民説明や議会のみなさんに対する説明をするために、さらに環境保全の専門家会議を設けて、ここでしっかりと実証実験を重ねてそれを公開しているわけですよ。これほど丁寧に公共事業をやった例っていうのが他にないならぜひとも教えていただきたいと思うんですよ。

そうした中で、同会議の座長提言が出されたわけですよ。こっちの方がいいよ。そうなってくると私どもも、そこからじゃあ決めたから、一回決めたからそれに固執するなんてことはせずに、まさに専門家や依頼をやってきて、そしてそれをやる場合にも今度は亀岡の地元の理解を得なきゃいけないので、地元の住民説明を行って自治会などの理解を協力を得て、土地区画の事業組合のみなさんもじゃあそれなら土地を出しましょうという協力を得て、これだけ住民説明、住民理解を得て、そして今度は亀岡市議会の方でそれをどうするか判断をされる。私どもで決めれる訳ではないんですよこれ。そういう形を積み重ねて初めてこのスタジアムが出来るわけでありまして、どこが一方的で、どこが亀岡市を無視してるのか、だったら、そこはまたご指摘いただきたいんですけども。これは、もう私はある面で行きますと、これほど丁寧にやって、そして専門家を入れて、そしてその中で提言が出ればそれを踏まえた形で行動していくという点では、私はこれからの公共事業のモデル的なケースだというふうに考えておりまして、その中で早期にスタジアムの実施をしていきたいと思っております。

そして、スタジアム建設時の治水対策でありますけれども、これは河川の改修事業の進捗によりまして、きちっと治水安全度の確保が図られたなかで、これは都市計画決定の手続きを経て市街化区域に編入されて、もう盛り土もされている土地のところに建てるわけですから。それで、これからやるわけではないですよ。盛り土もされているんですよ全て。そういう所にやっていく訳であります。そしてそれについては、しっかりと治水の専門家も入れてやってきている訳でありますので、標高 90.5m 以上の造成で計画されていますから、この高さでは整備済みの駅前道路、平成 25 年の台風 18 号の出水でも浸水していない状況があります。それはあの、安全とかそういうのをやっていきますと、日本の場合にはですね、がけ崩れもない、津波もない、そして洪水の被害もないところって、浸水想定区域図を見ていただくと解ると思うのですがほとんどないんですよ。その中でどこで補うかという判断をやってそれはきちっとした手続きを経て今回も行っている事はご理解いただきたいと思っております。

アユモドキの保全対策につきましては、今回の決定は今までにない、ナショナルミニマムの、ナショナルトラスト的な観点からですね、しっかりと対策ができるようになりましたので、ここは専門家会議のみなさんも非常に評価をされているところでもありますけれども、さらに地下水の問題等ですね、専門家会議の意見も聞きながら、私どもはこれからも取組を進めていきたいと考えているところです。

【島田・再質問】スタジアム問題についてですが、台風 18 号が襲来したとき、迫りくる水に胸までつかって、おばあさんを逃がし、子どもを避難させたり、妊娠中のお母さんが小さいお子さんを抱えて一晩

中、恐怖の一夜を過ごされたことをご存知でしょうか。大雨警報のたびに不安から引付を起す子どもがでてきまして、お家を引っ越しをされた方もあるのです。洪水調整機能という点では、スタジアムだけ安全になっても新名神高速道路の公共事業残土まで搬入をして盛り土をしている訳で、これは絶対に危険です。ですから、本当にこれで治水対策は万全だと責任が持てるのかどうかということです。そして現に住民の理解が得られていません。2つの裁判が闘われておりますので、この点を指摘しているわけです。再度お答えください。

そして今の答弁がありましたように、地下水保全対策、アユモドキ対策の時間がかかると場所を移されましたが、現行地も同じ課題があると指摘をしておりますので、現に検証が行われていないということも奇しくも今答弁をされました。もう一度明確にお答えください。

【知事・再答弁】あの、すごい情緒的な質問になってしまっているんですけども、別にですね、亀岡の所って、あれ、名神の残土を何故入れたかと申しますと、あれ以上ですね、掘れないんですよ。掘ったら嵐山の方が溢れてしまうので。だから、河川を掘って実は盛り土をしている部分があって、その部分では河川の治水度をあげながら、あのスタジアムの建設にいつてるんですよ。で、これ以上やったら今度は京都市の方が危なくなってしまうというギリギリまでやってるんです。そしてその中で、都市計画決定もされてるんです。そのねえ、河川だからなんか危ないとか言ってしまったら、河川なんか何にもできないじゃないですか。そうしたらこれから亀岡の発展はどうするんですか。そういう点について、ちょっと、あまりにもその、あの、お子さんをお持ちの方とかですね、そういう方の不安をあおる形ですね、私もあの、いろいろな所の洪水被害に対してはすぐに行ってやっております。ただ、現実においてはハードで出来る部分、ソフトで出来る部分、限界があるんですね。そうした中で、ハードで出来る部分はここまでですよ、そしてソフトでここまでお願いしますという中でやっているわけでありまして、そうしなければ、一切住むところも無くなっちゃいますよ、この日本は。そういう現状においてですね、我々は安心条例をつくって、ソフトとハードの全体でやっているわけですから、もう少し理論的なですね形で、例えばこれだけ治水度が下がったじゃないかと、何パーセント下がったってことを言っていたきたい。河川改修によって治水度は上がっているわけです。それを確認してやっていますんで。治水度が下がったとおっしゃるならばその根拠を示しておっしゃるべきではないでしょうか。そうした中で、私どもはさらに丁寧を期すと。丁寧に丁寧を期しているから、これからやっていく最中でも、常に環境保全の専門家の意見を聞いてやっていく。そしてその時には、決めなければ聞くこともできないじゃないですか。そうした点で、きちっと決定をし、ただし我々は常に、より良い方向があれば常に改善をしていきますよということを申し上げながら公共事業をやってるっていうことはご理解いただきたいというふうに思います。

【島田・指摘要望】スタジアム問題につきまして、情緒的だとおっしゃいましたが、現実に起こっていることなのです。河川改修が行われて治水度が上がったのでということで嵩上げをしないで造った住宅が今回浸水しているんです。危ない危ないと言われて嵩上げした住宅の横に嵩上げをしないで住宅をつくり、そこが浸水しているんです。だから安全だと言われても住民は納得ができないのです。先ほど、京都大学名誉教授の今本先生のお話も紹介しました。環境の専門家からもたくさん指摘がございますので、白紙から見直して、子どもたちに希望や夢をはぐくむスポーツ施設がこんな形で進められてはなり

ません。何が何でも建設ありきはやめて見直していただきたい。住民の声を聞いていただきたいと指摘要望をしておきます。

「高校再編先にありき」の姿勢を改め、生徒や保護者、地域住民の声を丁寧にしき

【島田】最後に高校問題でございます。口丹以北の府立高校の再編・統廃合について質問します。

府教育委員会は、生徒減少を理由として、宮津高校と加悦谷高校、網野高校と久美浜高校を統合し学舎制、キャンパス化とすること、伊根分校と間人分校をなくし、弥栄分校に統合し、「京都フレックス学園構想」に基づく昼間二部制の定時制高校を新設する等を提案され、7月に宮津市、与謝野町、京丹後市の合計5会場で小中学生保護者などを対象に公聴会を開催されました。

私も公聴会に参加させていただきました。5会場で約290名の参加者がありましたが、保護者の参加はわずかに76名、丹後通学圏の小中学生7,272名ですから1.1%です。ある保護者は、「子どもが持ち帰った案内をたまたま見て参加した。地域の行事と日程が重なり、保護者の参加が少ない。中学校区単位での公聴会を開催してほしい」との要望が出されました。

公聴会ではキャンパス化について疑問や否定的意見が相次ぎました。

保護者からは「定員が減れば地元の高校に行けなくなる。遠くの学校に行くことへの不安がある。3年間過ごした学校で卒業式ができないことやインターネットに頼らなければならないことはデメリットとしか言いようがない」の声がありました。また、部活動について、宮津高校と加悦谷高校は約13km、網野高校と久美浜高校は約20kmも離れていますが、「現状でも部活が終われば帰りの交通がないもとの、親が車で迎えに行っている。キャンパス間の移動をどう考えているのか」などの意見が出されました。「なぜ遠い網野と久美浜をキャンパスにするのか。網野と峰山、久美浜と峰山の方が距離的には合理的ではないか」との質問にも、まともな答弁がありませんでした。

また、キャンパス化の理由について、「学校が小規模化すれば学校行事や生徒会活動の活力が乏しくなる」との説明には、現場から「弥栄分校では中学時代は不登校などの課題を抱えた生徒が多いが、1学期は全員が高校に登校している。小規模校だが行事も取組も活発だ。小規模校を調査したのか」との質問に、「小規模校の具体的な調査はしていない」と根拠を示すことができませんでした。

なにより、生徒や保護者にとって一番関心の高い再編後の学科編成や教育内容、生徒の願いがどう実現し、地域の高校の役割はどうなるのかなどについては具体的な説明が最後までありませんでした。こうした中、7月14日には、京丹後市議会が、府教育委員会に対し、地域住民の声をしっかり聴くことや丁寧な説明を求める意見書を全会一致で可決し、府教育委員会にも届けられたところ

です。そこで伺います。府教育委員会は、「高校再編先にありき」のやり方を止め、中学校単位で少なくとも説明会を開催するなど、生徒や保護者、地域住民の要望や意見に耳を傾けるべきと思いますが、いかがですか。

「小中学校の統廃合で地域が寂れている。子どもが減るから統廃合でなく、きめ細かな教育をしてほしい」、「どの高校にも普通科を残してほしい」、「生徒減少をチャンスに変え、30人学級など少人数教育を充実するために教育条件整備をしてほしい」との熱い要望が出されています。小さくても子どもたちが輝く学校づくりを支援することこそ府教育委員会の重大な責務であると考えますが

いかがですか。

【小田垣教育長】生徒減少期における府北部地域の府立高校の在り方の検討についてであります。地域の将来を担う人材育成のための魅力ある高校づくりに向けまして、これまで検討を進めてきたところであり、7月に丹後地域5か所で公聴会を開催したところでございます。昨日、尾形議員にお答えいたしました通り保護者の方の参加が少なかったことから、小・中学校の全保護者対象のアンケート調査を実施するとともに、改めて保護者のみを対象とする懇談会を丹後地域5か所で開催することといたしております。公聴会やアンケート、懇談会でのご意見、今後の議論等を踏まえながら、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

また、丹後地域におきまして、生徒数が大幅に減少していく中で、高校教育の質を維持向上させていくためには、一定の学校規模を確保し、学校全体の規模が小さくなることにより生じます様々な課題を出来る限り解消する必要がございます。そのため、学舎制を導入いたしまして、今ある高校をそれぞれ学舎として活用する中で、各学舎間で教育課程の連携を図り、教員が移動して両方の学舎で指導するなど、生徒の進路希望に応じました授業選択の幅を広げるとともに、合同で学校行事や部活動を行うなど学舎間で教員や生徒が一体感を持って取り組むことにより、教育環境の充実をめざしてまいりたいと考えております。

【島田・再質問】アンケートが実施中で16日に締め切って17日から保護者会説明会を行うそうですが、なぜ保護者会、保護者のみなのか。非公開なのか。地域や教職員を排除するのか。その理由について端的にお答えください。

【教育長・再答弁】先ほども申し上げましたように、保護者のご意見をできるだけ丁寧にお聞きするために、より聞きやすい形をとらせていただきました。以上でございます。

【島田・指摘要望】高校は地域の宝です。ぜひ公開にして、高校生自身にもお聞きになって、地域や教職員の声、保護者の声をしっかり聞いて丁寧に議論を進めていただきたいと思います。

最後になりましたが、医療・介護・原発、スタジアム、高校統廃合など、どれも子供たちや孫たちがこの地域に安心して住み続けることができるのかどうか、故郷、地域の未来にかかわる大問題です。地方自治体は住民の福祉の向上を第一にすることが役割だと法律にも明記されています。効率化優先で、過疎高齢化の地域を切り捨てるのではなく、しっかりと市町村も住民も支えていく京都府政になるよう、強く求めて質問を終わります。

以上